

支援金詳細

受動喫煙防止対策助成金 職場の受動喫煙防止対策に関する各種支援事業（財政的支援）

中小企業事業主による受動喫煙防止のための施設設備の整備に対し助成することにより、事業場における受動喫煙防止対策を推進することを目的としています。

地域	
支援の種類	助成型（ 2 ）
利用目的	設備投資
対象	労働者災害補償保険の適用事業主であって、中小企業事業主（健康増進法（平成14年法律第103号。以下同じ。）第28条の第二種施設を営む者に限る。）であること
公募期間	～2025年1月31日
上限金額・助成金	上限100万円 喫煙室の設置などに係る経費のうち、工費、設備費、備品費、機械装置費などの2/3（主たる業種の産業分類が飲食店以外は1/2）
給付要件	一定の要件を満たす専用喫煙室、指定たばこ専用喫煙室の設置に必要な経費
その他	
問合せ先	事業場の所在地の労働基準部健康安全課（又は健康課）
URL	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000049868.html